

平成 25 年 10 月  
大阪税関業務部

各 位

通関関係書類を電磁的記録により提出する場合における  
道路運送車両法に基づく他法令確認の具体的な取扱いについて（補足）

標記のことについては、税関ホームページ掲載の「通関関係書類の電磁的記録による提出について（Q & A）」No. 49 及びその別紙\*（以下、「電磁的記録による提出の取扱い」という。）により、お知らせしているところですが、下記のとおり補足しますのでご留意願います。

\*別紙：【別紙】 輸出入の許可の日から 3 日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの及び輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるものの取扱いについて（Q & ANo. 49 関係）

記

次に掲げる書類については、電磁的記録による提出の取扱いにより「輸出入の許可の日から 3 日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」としてお知らせしているところですが、これらの書類については、税関から提示要請があった場合に限り、輸出の許可前に原本を提示願います。（税関から提示要請がない場合は、輸出の許可後においても原本の提示は必要ありません。）

ただし、これらの書類が、輸出申告の当日に交付された中古自動車については、税関の提示要請の有無にかかわらず、輸出の許可前に原本を提示する必要があります。

関税法第 70 条の規定に基づく他法令確認書類のうち、別紙に掲げる許可書又は承認書等中、道路運送車両法

- 法第 15 条の 2 第 2 項の規定により国土交通大臣が交付した輸出抹消仮登録証明書
- 法第 16 条第 6 項の規定により国土交通大臣が交付した輸出予定届出証明書
- 法第 69 条の 2 第 4 項の規定により国土交通大臣が交付した輸出予定届出証明書

問い合わせ先  
業務部通関総括第 2 部門  
電話 06-6576-3208